

女性僧侶の登場とその背景
—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜 (3) —

中西 直樹

The appearance of the Female Priest and the background
The genealogy of the Woman enlightenment person enlightenment to see
in the Nishi Hongwanji Religious Community (3)

Nakanishi Naoki

大正時代，第一次世界大戦後の産業膨張により「職業婦人」が増加し，女性の社会進出が進展した。同時に，欧米の女性解放思想や運動が紹介され，女性問題がさまざまに議論されるようになった。こうしたなか，女性を人格として尊重しようとする論調が高揚し，相対的な女性地位の向上が求められるようになった。しかし，この女性の人格尊重の底流には，女性にその性別役割を自主的に認識させ，国家や家に従順な主体を確立させるという目的意識が少なからず介在していた。

本願寺派にあっても，女教士・仏教婦人会の活動が活発化して，宗派振興への貢献が顕著となり，やがて1931（昭和6）年の「女子ノ教師準教師」（女性僧侶）制度の導入へと結びついていった。しかし，同年に満州事変がおり，婦人会活動は戦時協力体制への埋没を余儀なくされていったのである。

本論では，女性僧侶制度創設の経緯を検討するとともに，その背景となった大正時代から昭和初年にかけての本願寺派内の女性論の傾向，女教士・婦人会活動の実態，女性公民権運動の状況などを検証した。

In the Taisho era, “career women” increased by the industrial expansion after World War I, and the social advance of the woman progressed. European and American women’s liberation thought and exercise were introduced at the same time, and a woman problem came to be discussed variously. The tone that was going to respect a woman as a personality became exalted while I did it this way, and the improvement of the relative woman position came to be demanded. However, to an undercurrent of the personality respect for this woman, I let a woman recognize the gender role

voluntarily, and sense of purpose to establish the obedient main constituent in a nation and a house not a little intervened.

The activity of a woman kendo instructor, the Buddhism women's society became active even if in the Honganji group and contribution to denomination promotion became remarkable and was tied to the introduction of the “girl / teacher associate teacher” in 1931 (Showa 6) (woman priest) system before long. However, Manchurian Incident happened in the same year, and the women's society activity was forced to the burying to the cooperation system by the wartime.

By the main subject, I examined process of the woman priest system foundation and inspected the background and the tendency of the woman theory in the Honganji group from Taisho era when it was to the early years of the Showa era, the actual situation of a woman kendo instructor, the women's society activity, the situation of the woman civil rights exercise.

キーワード: ジェンダー, 近代仏教, 本願寺, 女性僧侶

Key Words: criminology, academic freedom, paradigm shift, corrections and rehabilitation, addiction

はじめに

浄土真宗本願寺派は、日本仏教のなかでも特に積極的に女性教化者の登用に取り組んだ宗派であり、1908（明治 41）年に女性教誨師の養成に着手し、翌 09 年には「女教士」制度を創成した。これら本願寺派の女性教化の動向については、すでに別稿で論じた（1）。

大正後期になると、本願寺派の女教士・仏教婦人会の活動は一層活発化の様相を呈し、宗派振興への貢献も顕著となった。当時の日本は、第一次世界大戦後の産業膨張により「職業婦人」が増加して女性の社会進出が進展し、同時に欧米の女性解放思想や運動が紹介され、女性問題がさまざまに議論されるようになった。こうしたなか、女性を人格として尊重しようとする論調が高揚し、相対的な女性地位の向上が求められるようになった。本願寺派の女性の活動の高まりには、こうした時代状況が背景にあった。しかし、当時の女性の人格尊重の論調の底流には、女性にその性別役割を自主的に認識させ、国家や家に従順な主体を確立させるという目的意識が少なからず介在しており、この点では本願寺派も同様であった。

その後、本願寺派での女性活動の高まりは、1931（昭和 6）年に「女子ノ教師準教師」（女性僧侶）制度の導入へと結びついていったが、同年に満州事変がおこると、婦人会・女性教化者の活動も戦時協力体制への埋没を余儀なくされていった。

これまでに本願寺派の女性僧侶に言及した論説はいくつか存在するが（2）、その制度の実態や歴史的意義について詳しく論じたものは見いだせない。本論では、女性僧侶制度創設の経緯を検討すると

ともに、その背景となった大正時代から昭和初年にかけての本願寺派内の女性論の傾向、女教士・婦人会活動の実態、女性公民権運動の状況などを明らかにしていきたい。

1. 第一次世界大戦後の女性論の動向

1914（大正3）年に第一次世界大戦が勃発すると、欧米の産業界は、出征した男性に代わって女性の労働力によって担われるようになった。この結果、女性の社会的地位が向上するとともに、女性解放運動も活発化し、1918年以降、イギリス・ドイツ・アメリカなどで次々と女性の参政権が認められるようになった。

日本でもこうした欧米の状況が紹介され、1919年には、平塚らいてう、市川房枝、奥むめおらを中心に新婦人協会が結成され、女性の社会的・政治的権利の獲得を目指した活動が展開された。本願寺派内でも、女性の社会参画を促し、その能力の向上に努めるべきだとする意見も提起されるようになった。例えば、仏教婦人会連合本部の機関誌『婦人』の1918年1月号に掲載された「婦人の啓発—主張—」には、次のように主張されている。

戦争によつて、敵も味方も、各国ともに屈強な男子といふ男子は、皆な戦線に送られてをりますが、それから生ずるところの国家的の損耗といふものは現在将来にかけて、色んな点に於いて実に大したものであります。（中略）何処の国でも、国防は男子の手一つに俟たねばならず、学術上の理論でも、発明でも、交通機関の操縦などでも、之れまでは男子の独占であつたものですが、男子の数がかく激減して来ますと、長い将来は兎に角に、此の国家的の瘡癥の治るまでといふものは、どうしても婦人の活動によつて填補するやうにせなければ、誰れがどうすることもできないのであります。ところが、如何にせん現在の婦人の能力では男子に代つて、充分に国家の進展に資し、福祉を増進すること、まことに覚束ないのである、されば現今の国家問題として、先づ婦人の能力をして男子同等若くは夫れ已上に増進せしむるやう、啓発誘導せねばなりません（3）

1918年以降は、女子高等教育も進展し、東京女子大学・神戸女学院大学部などが設置されたが、いずれもキリスト教主義学校であった。これに危機感を覚えた本願寺派は、1912（明治45）年の設立趣意書の発表以来、長く放置してきた京都女子大学の設置を文部省に申請した。設置は認可されなかったものの、1920年4月に京都女子高等専門学校として開校された（4）。

同年7月には、大日本仏教慈善会財団が社会事業研究所女子部を設置し、社会事業の現場で活動する女性従事者の養成事業に着手した。京都幼稚園で3か月にわたって、午前は園児相手の実習、午後は学科研究がなされた。入所講習生は25名であり、卒業生数名が京都府・京都市経営の託児所に保母として採用されたほか、私立託児所・幼稚園からも採用の要望があった（5）。その後も本願寺派では、

1927（昭和2）年の保育事業講習会，1929年の第1回農繁期託児所講習会の開催を経て，1930年に常設の本派本願寺保姆養成所が京都高等女学校内に設置された（6）。

こうした宗派の女性の社会進出を促す諸施策の推進にともない，女性の積極的登用を主張する意見も活発化した。以下に，その傾向を『婦人』誌から概観しよう。1922年5月号掲載の富永久子「婦人の力の偉大さ」は，あくまで良妻賢母の立場を堅持しつつも，時代状況に対応して自覚をもって社会貢献を果たすべきことを次のように主張している。

此の戦乱の影響を受けまして戦争の間は欧米の男子の職業は大部分女子の手に移り女子が男子と同様な仕事をするに至りました，斯の如く婦人は日一日と其の権力を増してきて米国の如きは婦人が参政権を得るに至りました（中略）日本におきまして最近に至りまして大に婦人が自覚してきたとでも申しましょうか新婦人協会の婦人達は治安警察法の一部の撤廃を唱へられるに至りました。（中略）今後の日本の婦人は大に世界の大勢に鑑み時代の進運に伴ひ進化せる良妻賢母たるべき覚悟がなければなりません。（中略）今後の日本婦人は此の思想界の混沌なる過渡期に於て，其の後継者たる第二の国民を教養指導し己の常識を養成助長して，益婦人の向上進歩発達を謀り，国家をして基を百年の固きに置かなければなりません（7）。

翌23年10月号掲載の甲斐静也「現代婦人の要求と仏教婦人会の使命」は，欧米の女性解放運動に触発された女性たちが，「貞淑温雅優美」の名のもとで男性や家庭への従属を強要されていた状況から，解放を志向しつつある状況を指摘している。その上で，こうした「現代婦人」からは，旧態依然たる仏教婦人会のあり方が見放され，時代に取り残されつつあるとの危機感を募らせ警鐘を鳴らしている（8）。

1926年1月号掲載の緇川湜城「婦人よ伝道の歩へ」では，積極的に女性が布教の一翼を担うべきことを訴えている。そして，緇川は，布教活動を僧侶に限定してきたあり方を次のように批判している。

『僧侶は談し手，信者は聴き手』，かういつた封建時代からの因襲的観念が，現代の求道者信仰者の頭にこびりついて，自ら愛樂する法味を分たうとする伝道的精神が，今も猶ほ仏教徒の中に少いことを私は遺憾に思つてゐるものです。（中略）キリスト教の婦人伝道師が，久しい間，世界的に活動して居ることは御承知でせう？天理教等の婦人信者の熱烈な布教と，其本部が沢山な教師養成に努力しつゝあることも見逃してはなりません，（中略）所詮進むべき，伝法の道はさまへであります，たゞ，新しい年の始から新しい心持で前進しやうと考える仏教婦人に対して，伝道的精神に裏付けられたる法味愛樂の生活を進めて下さいと念願せずに止まぬものでございます（9）。

同年3月号に掲載された内田暁融の「日本婦人の復古的覚醒を望む」も、女性による覚醒運動が、女性の社会的地位の向上と伝統的束縛からの解放を目指して盛んになりつつあることを喜ばしいことであるとし、女性による布教事業の活発化への期待を記している(10)。

2. 女教士の活動と意識

1922(大正11)年11月には、第1回女教士講習会が西本願寺で開設され、本願寺派の女性教化者の養成事業も本格化した。女教士の制度は、1909(明治42)年に創設されたが、この年までの14年間に補任した女教士の数は、50人にも満たず、監獄内女囚の教誨以外にその活動の場もひろがりを見せていなかった。しかし、第1回女教士講習会で、全国の有力な女教士らが一堂に会したことで、女教士たちの結束が生まれ、女性教化者の養成事業も地方へとひろがった(11)。

翌23年4月に勤修された立教開宗700年法要では、仏教婦人会特設の天幕が本願寺境内に設営され、女教士により布教活動が実施された。その際、全国の有力な女教士が本山に参集し、その熱気を帯びた講演の模様を雑誌『婦人』は、次のように報じている。

婦人会天幕伝道状況

四月十五日法要第一日により阿弥陀堂門内右手の婦人会天幕内に於て全国より上京の女教士達によつて日々間断なく講演せられた。講演者は左記の十八名である。(次第不順)

無漏田松枝	藤 君枝	三浦よすみ	福島たきの	楨殿 ため
志満まさき	野影さだよ	禿井 つや	納塚 いす	続 はじめ
水谷てる子	山下 陸奥	神林 きさ	東 まつの	太田 醜
杉野 朝代	辜采 妙子	陀安はぎの		

今その状況を申しますと、天幕内に於て講演を始めるや、各女教士の熱烈なる伝道によつて、忽ち場の内外は人を以て埋まり、講演開始以来日々聴衆場に溢れると云ふ盛況を呈し、伝道は日を追ふに従つて益々熱を加へ、第三四日頃には正に白熱的狀態に達し、女教士の奮闘益々猛烈となり、滔々たる懸河の弁と、高潮に達せる熱心とは相待つて、聴者に信仰を徹底せしめねば止まぬと云ふ概を示し、この熱烈な講演に引きつけられた聴衆は開会前既に天幕内の椅子席に座を占め、開始を遅しと待ち兼ねる有様でありました。かくて第三四日などは珍らしい大雨で、殊に時折強風に脅かされるに拘らず、聴衆益々増加し、場の内部の雨漏りにも身じろぎせず、幕の外には雨傘さしかけて聴衆に余念のないものが多数に重なり合ひ、全くその熱心な態度は驚く外はない有様でありました。如何に講演者が真摯で猛烈であつたかは之を以ても推察が出来ます。法要最終日などは名残惜しの感に堪へかねて、演者先づ涙を以て講演すれば聴衆亦泣いて法を讃嘆する有様で、連日に互り意想外の好成績を挙げ、首

尾よく伝道の幕を閉じたのは、素より如来の御冥護によることでせうが、亦講演者の熱心の結果であつたこと、欣快に堪えな所であります (12)

また、法要期間中の4月20日の午前、仏教婦人会事務担当大会と婦人会幹部総会が、同日午後から22日にかけて婦人会大会が開催された。これら会合での審議を経て「仏教婦人会連合本部規則」が更改され、第3条に「婦人会奨励並ニ法義引立ノ為メ毎年各地へ布教使ヲ派遣ス」という条文が追記された (13)。この規定にもとづき、女教士たちは同年8月以降、以下のとおり各地を巡回した。

陀安はぎの	1923年8・9月 新潟方面
原田弥美子	1923年9・10月 福岡・佐賀・長崎・鹿児島方面
鳴谷一二三	1923年9月 大阪・広島・愛媛方面
木村 久野	1924年8・9月 富山方面
山田浦井・芦津サト	1924年8・9月 兵庫県清和会主催婦人文化講座
続 はじめ	1924年8・9月 愛媛方面
無漏田松枝	1924年9月 香川方面
木村 久野	1924年9月 福岡方面 (14)

女教士たちは各地の婦人会・寺院・工場などを巡回して講演するとともに、女子青年会の結成を訴え、若い女性信徒の組織化を促した。また、巡回開始直後に関東大震災に際会し、避難民の救護支援なども呼びかけた。以後、地方での女教士による講演活動も盛んに行われるようになっていった。

1923年5月からは、機関誌『婦人』の紙面が刷新された。広く仏教信者以外の読者層を意識して、信仰記事だけでなく一般的な記事や創作、婦人文化講座などが掲載されることになった (15)。同時に女教士のエッセイなども掲載されるようになった。そのなかの代表的なものを取り上げ、彼女らの布教活動に向けた意欲の高まりを確認しよう。

同年6月号掲載の神林きさ「光顔院様の憶ひ出」は、立教開宗700年法要での講演を原稿化したものである。神林は、第1回女教誨師講習所の卒業生で、女教士の中心的存在の一人であった (16)。神林は、女教誨師・女教士制度の創設時に仏教婦人会の指導的立場にあった故大谷籌子（光顔院・仏教婦人会総裁）のありし日を偲ぶとともに、その遺志を継いで布教活動に邁進しようとする意気込みを、次のように力強く語っている。

私が或る田舎道を歩いて居ましたら二三人の女の方が話しながら行かれます。後についてきくともなく耳に入るまゝに聞いて居りますと「女と云ふものはつまらぬ者ぢや、名からおなごーとついているからな、つまらぬはずぢや」と力なき話でありました。皆様の内にはこんな考への方はありませんでせうね。私はこんな考への方は大きらひであります。女子に

生まれたからとて、何処に不足がありませう、不足を云つてゐましたら、男にも不足はありませう。不足に思つて自分を苦しめるより仕合せを思つて喜ばうではありませんか、(中略)女だから女ご一など、云つて居られません、これは我儘ではないかと思ひます。それで私共は未来を御仏に任せて御報謝の念仏勇ましく、御恩に報ゆるところの世渡をさせて貰はねばなりますまいと思ひます。日本国民七千万の同朋の内、半は女であります。其女の姿はなかなか弱いやうに見えますけれど其实なかへ強いものであります(17)。

陀安はぎのも、神林と同じく女教誨師・女教士の草分け的存在であつた(18)。陀安は、同年10月号に「浄化運動の一員に加へられたる幸福者」を寄稿している。ここで陀安は、男性偏重の宗派のあり方に苦しんだ過去を乗り越えて布教活動に尽瘁するようになった心境を、次のように述べている。

昔から女の子が生れたら、女の子かと、さげすまれたものです。中にも寺院の子女は殊更に、でありましたから、或る時は自分の不幸をかこつたこともございました。思へば勿体ない、宿世の因縁を知らなかつたことを恥ぢ入るばかりであります。今の身にならせて頂いて、はじめて仏祖の思召のあつたことをよろこびます。女に生まれながらも、済度のお手伝ひをさせていただきます身は、何地に居ても、心は千里の道をも遠しとせず、み仏様のお力添へにて、働かせて頂きます(19)。

神林や陀安の少し後輩となる藤君恵は、同年7月号に「女教士となるまで」を寄稿している。藤は奈良県の寺院に生まれ、大阪の相愛高等女学校に学び、鹿児島県の寺院に嫁して坊守となった。住職である夫は喘息の持病があり病弱で、法務を助けるため、夫の勧めもあつて、第1回女教士講習会に参加して教士となった。藤は、講習会で神林や陀安らと交流し、大いに触発されたようである。このエッセーのなかで藤は、宗派の抜本的改革の必要性や本山役員への女性登用などにも言及している(20)。

3. 女教士・婦人会の活性化

神林・陀安・藤は、いずれも寺族出身で坊守であつたが、寺院以外に生活の拠点を置いて活躍する女教士も現れるようになった。例えば、上西しげ子は寺族出身者でなく、師範学校を卒業して多年にわたって小学校教員と勤務した後、夫とともにカナダに渡った。現地では製材業やホテル経営で成功し、邦人コミュニティの中心的人物となった。上西は、1913(大正2)年5月に仏教婦人会バンクーバー支部の発会の際に幹事として会に参加し、真宗信仰を深めていったようである。1922年には、一時帰国して第1回女教士講習会に参加し、女教士となった。バンクーバーにもどった後は、会長として仏教婦人会と現地邦人コミュニティの発展に尽くした(21)。

宗派の外に活躍の場を求める者もいた。町田トシコは、長崎の本願寺派寺院出身者であり、地元の高等女学校を卒業して1915年に女教士となった。その後、町田は、通仏教系新聞『中外日報』の女性記者となり、同紙上に女性の視点から斬新な記事を書いて健筆をふるった(22)。

このように女教士の活動がひろがりを見せ、これに期待する派内の世論が高まった反面、批判的な意見も根強くあったようである。例えば、1922年に『中外日報』掲載の記事「女教士評判記」は、次のように報じている。

顔の構へ身体のこなしもの言ひまで気をつけてゐる賢女振り、夫が西本願寺にのみゐる女教士さんといふ事であるが、先月から始つて近く終らうとする女教士講習会の開催から種々の女教士論が唱へられてゐる。

女教士連が布教使並みの待遇を要求してゐるのを聞いた花田執行は真正面から布教使になれる資格は無いと断じ女たちの独りよがりを叱咤したといふ。全くの処女教士連は田舎でも小都会でも女なるが故にチャホヤと珍物扱ひをせられ狼達の取り巻くのを人気と間違へ、天晴れ天下の女大導師といふ様に天井を突き抜けて高上りをするのである。(中略)西本願寺の女教士といふ丈けで本願寺からでも派遣されたかの様に偽瞞して田舎の信徒の巾着を絞り取つたり、人は集る金は取れる名は売れると三拍子に揃つた女教士のあり難きを艶かしい味まで添へて売り出すのだから女には持つて来いの商売だ。だから寺生れのオキヤンな娘が口を六角にしてお喋舌りが出来るのを喜んで女教士熱の盛んな事つたらない。其処で衆口の説を総合すると二つのおもしろい対策がある。一は女教士制度を撤廃せよといふ二はドシへ女教士を作り出して珍らしくも何ともない者にしろといふのである。いづれにしろ脂粉の香の中に臭いものが漂ふてゐる様な話である(23)。

女教士の珍奇なものとして、その意義を認めようとししない者も多かったと考えられ、女教士の待遇改善要求の高まりを快く思わない宗務当局者もいたようである。しかし、こうした状況のなかで、女教士や仏教婦人会の活動の牽引役を果たしたのが九條武子であった。九條武子は、仏教婦人会連合本部の本部長であり、1926年5月19日に京都仏教青年会での講話で、若い女性信者へ奮起を促し、次のように述べている。

大戦乱後、殊に震災後、婦人の地位は目覚ましい勢で高揚してまゐりました、文部省や内務省で、婦人に関係した問題を討議するにあつても、以前は所謂女流教育家として知られた二三の、人々の意見を徴することはあつても、之を拡く衆に聴くといふやうなことは絶対にありませんでした、それが近頃はどうかありませう。高官の人々が議する前に先づ婦人団体の叫びを聴こうといふ有様であります、まことに結構な傾向となつて来たのであります、さてそんならそうした潮流に棹さして自らの意見を持出す程の自信と勇気のある団体は

云ふと、ほとんどキリスト教の団体ばかり……。仏教側の婦人には一つもないのでゐいます、会員の数に於いて全国的の分布区域に於いて創立の年度に於いて、堂々たるわが仏教婦人会が、一言も意見を吐くことが出来ないとは、何を語つてゐるのでせうか、近代思潮を解する聰明と、ほとぼしる生命の若さ、さうしたものゝ欠乏に基づいてゐることは言ふまでもないこととございます。そこで私は明るい聰明と、若き生命と、なつかしい反省に恵まれた、若い女性の信仰団体の出現を痛切に要望してゐる次第なのでゐいます (24)。

さらに九條武子は、社会に向けた発信が、先鋭的・攻撃的になることを自重しつつも、女性の地位向上と権利獲得にひるむことなく邁進し、平等な男女共生社会を築くべきことを、次のように訴えている。

元来人間社会は男女共存の社会であります、男と女と半々の結合によつて成る社会である以上、其権利も義務も亦半々であらねばなりません、然るに今までの男女は如何でありませうか、成程お互の持つ天分に従つて従来の男女の境界は決められてゐました、がそこには無理があつた、男の横暴があつた、長い間の忍従圧制の桎梏をはねのけて今こそ女の本領を発揮する時が来たのであります、桎梏をはねのけるとは男性に対する争闘を意味するものではゐませぬ、男も女も自己の本分大道にたちかへり、力づよく大地に足をふみしめて共に光明への道程をたどりゆくことであります、男性の横暴が止められても女自身が自覚し策励しなければ何の所詮がありませう、この意味に於いて目下の参政権要求はまことに意義のあることであるといはねばなりません、浮調子にならぬ様、女全体の重い叫びがやりたいものでゐいます。女の本分を生かし女の権利を正当に要求することは、男の天分をおかし男の権利を奪ふことではありません、女自身の向上の為、そして其は社会全体の向上の為、結局、男自身の為ともなるではありませんか (25)。

九條武子は、関東大震災を契機として、罹災民救護活動に積極的に取り組み、その後も社会事業活動に尽瘁し、仏教婦人会の活動を先導したが、無理がたたつて1928(昭和3)年2月に帰らぬ人となった(26)。

4. 女性公民権の獲得運動

九條武子の死後も、その遺志を継いだ女性たちによって、仏教婦人会の活動は大きな盛り上がりを見せた。婦人会の活動は、宗派の側にとって重要な役割を占めるようになった。1929(昭和4)年6月、宗派の機関誌『教海一瀾』は、その巻頭に「教団に於ける女性の活動」と題する評論を掲げ、次のように記した。

教団護持の任務が男性の僧侶にのみ局らるゝといふことはすでに房守といふ名を冠せらるゝ寺院生活の女性を無視した妄語である。大法宣伝の使命が男性の僧侶の専有であるかの如き考へは、ふかき因襲にのみ囚はれたる頑迷の陋想である。(中略) 教団成立の要素は實際上男女両性の力に存することは明白であり、その数に於ても均等の地位を占めて居ると考へ得らるゝのである (27)。

ここでは、前掲の九條武子の発言に同調するかのような意見が述べられ、女性による布教活動の一層の活性化への期待を次のように表明している。

吾人は啻に女教士制度の存続を必要視するのみでなく、なほさらにその範囲を拡大し、寺院又は教会に於ける女性の活動を是認し之れを教団の護持のみならず、進みて大法宣伝の任務に当らしむるまでに展開せしめたいと思ふのである。言ひかふれば教団成立の要素を男性にのみ求めずして、その数の半ばを占むる女性にまで及ぼしたいと希望するものである (28)。

さらに婦人会活動の高揚は、政治的権利の獲得運動へと発展していった。1930年4月23日に開会した第58回帝国議会では、初日に政友会と民政党が、別々に市制・町村制・北海道会法の改正法案を提出した。この法案は、市町村と北海道で男子と同等の公民権を女性に付与する内容となっていた。これに活気づいた女性公民権の獲得運動家によって、4月27日に第1回全日本婦選大会が東京明治神宮外苑の日本青年会館で開催された。主催は婦選獲得同盟で、日本婦人参政権協会・全関西婦人連合会・無産婦人同盟・仏教女子青年会・基督教女子青年会日本同盟・全国小学校連合女教員会が後援団体として名を連ねた。大会では、仏教女子青年会を代表して川崎静子(武蔵野女子学院教諭)が祝辞を述べている (29)。

仏教女子青年会は、1924(大正13年)4月、高楠順次郎が中心となって東京に設立された団体であった (30)。これを契機として翌月には、本願寺派が全国に仏教女子教青年会の設立促進を達示し、6月に六条仏教女子青年会(後に京都仏教女子青年会と改称)が設立されるなど (31)、各地に仏教女子青年会の設立がひろがりつつあった。九條武子が期待したように、東京を中心とする若き女性信者らが、公民権獲得運動の一翼を担うようになったのである。

女性公民権を認めた法案は、5月10日に衆議院で可決され、貴族院に送られたが、審議未了のまま5月14日に議会は閉会された。しかし、婦人公民権の獲得はもはや時間の問題と認識されるようになり、12月26日開会する第59回帝国議会への期待が高まった。

議会開催に先立つ同年10月18日から20日まで、本願寺派の全国婦人会第22回幹部大会が、日本青年会館で開催された。大会には文部大臣の祝辞が代読されたほか、俵孫一商工大臣・安達謙蔵内務大臣が出席して祝辞を述べ、日本全国、台湾、朝鮮から約600人の会員が参集し、以下の決議を採択

した。

決 議

- 一、仏教徒ニヨリテ経営サル、女子大学ヲ東西両所ニ設立スルコトニ必要ナルアラユル努力ヲナシ従来経営シ来レル日曜学校、幼稚園、託児所等ニ於テ宗教的情操ノ涵養ヲ一層徹底的ナラシムルコト。
 - 二、婦人公民権獲得ノ必要ヲ認メ速カニコレガ実現ニ最善ノ努力ヲナス
 - 三、大法主猊下ノ伝灯報告会ヲ記念スルタメ婦人会館ノ建設ヲ期ス。
 - 四、我等ハ時弊ニ鑑ミ国産品ヲ愛用センコトヲ期ス。
 - 五、矯風運動ニ関シテハ我等ハ先ヅ家庭ノ浄化ヲ期ス。
- 昭和五年十月十八日 本派本願寺全国仏教婦人会幹部大会 (32)。

この決議中二の婦人公民権獲得に関する事項は、本部側から「婦人公民権ノ獲得運動ニ対スル仏教婦人ノ態度」として提出された議案であった。審議にあたって、提案理由を説明したのは川崎静子であり、次のように述べたという。

過般布哇ホノル、に開催せられた汎太平洋仏教青年会大会へ出席の印象を述べ、該大会を通じて見た日本婦人更に仏教婦人の覚醒を促すこと頻り婦人公民権を有する各文明国の婦人間に伍して如何に公民権を有しない日本婦人としての肩幅狭きかを述べる、更に進んで婦人の為の公民権ならば暫く止む、日本婦人が社会の一員として社会人としての責任を果す上より之を獲得せんとするは当然である。仏教婦人に与へられた将来に於ける公民生活に入る態度として

- イ、男性の力の生活の欠陥を補ふ。
 - ロ、信仰を更に公民生活を透して普遍せしむ。
 - ハ、無我の教は母性愛に近し、公民生活を透して仏教の此精神を発揮する。
- 更に日本婦人の将来公民権を獲得後の決心態度等に就き述べる所あり (33)。

幹部会では、この説明を受け審議した結果、仏教婦人として、女性公民権の獲得運動を積極的に支持し、これに合流することが満場一致で可決された。そして1931年1月、仏教婦人会連合本部は、幹部会決議を踏まえ、各支部の事務担当者に対し、貴・衆議院議長宛の請願書への署名・捺印の取り纏めを依頼して、以下の文書を発送した。

市町村の政治は全く家庭の為めの政治と云ふべきもので我等主婦及母たるものが之に参加すると否とは家庭の健全なる発達、特に児童教養の上に深大なる関係を有するものでありま

す、茲に於て目下開会中の第五十九議会には婦人公民権に関する法案が提出されるといふ事ですから、此際是非之れが通過を期せねばならぬのであります、殊に昨年十月東京に於て吾仏教婦人会幹部大会の席上でも皆様が

婦人公民権獲得ノ必要ヲ認メ速カニコレガ実現ニ最善ノ努力ヲナス
と決議された事ですから、本部はこの決議に基き別紙請願用紙に皆様の記名捺印を願つて来る二月五日に一括して貴衆両院議長に提出したいと思ひます、何卒御取纏めの上折返し本部へ御届け下さいます様御願ひいたします

昭和六年一月二十四日

仏教婦人会連合本部

事務担当殿 (34)。

第 59 回帝国議会では、女性の権利が一部制限されたものの、市町村と北海道での公民権を認めた政府法案が提出された。この法案は、2 月 28 日に衆議院で可決されたが、3 月 24 日の貴族院で否決された。その後も、戦前を通じて女性の公民権が認められることはなかった。

5. 女性僧侶創成に至る経緯

本願寺派の宗務当局者も、当初は仏教婦人会の公民権獲得運動に支持する意向を持っていたようである。例えば、教務部長であった梅山英夫は、1931（昭和 6）年 2 月に『婦人』に寄稿した「社会事業に就て仏教婦人の覚醒を促す」なかで、次のように述べて女性公民権獲得運動に賛同する意向を表明した。

近代婦人の覚醒は世界戦争を境としまして実際の運動にまで進んでまゐりました。いま、で家の中にのみとちこもつた婦人は、家庭より社会へ、屋内より街頭への旗印をたて、勇ましく歩みを運んできました。（中略）参政権を与へよといふ政治上の運動もあれば、女性の解放、母権復興等の思想上の運動もあります。殊にいろんな職業線への進出はめざましいものがありまして、どの職業の上にも婦人の影の见えないところは殆んどない位であります。この状態はやがて男女協同文化への歩みとしてよろこぶべき現象でありまして、従来とかく退嬰的で引込勝ちといはれた仏教婦人の方々も時代の動きを理解して確かな自覚と活動をして頂かなくてはならないと思ひます（35）。

布教研究所長の内田昶融も、1930 年 12 月号『婦人』掲載の「婦人公民権獲得に関する大会の決議を読みて」のなかで、次のように述べている。

世界的意義に於ける婦人問題は、公民権又は参政権獲得といふが如きは寧ろ過去の残影に

過ぎないが、我国は隣邦の中華民国と同じく、婦人問題に関しては世界の大勢にとり残されたる特殊国である。女子は今尚ほ未成年者又は公権剥奪及び停止中の「曰く」付きの者と同じく政治上の不具者として政治的結社などには加入を許されざる欠格者である。併し今日の時代に於て、婦人が女子として、又人間として、而して社会の一員としてその思想や感情や、行動を通じて文化の進展に参与し、婦人としての天職使命を完ふするには単に政治的知識を具備するばかりでなく、その能力を所有することは極めて必要であることは議論の余地はないと思はるゝ。(中略)さもあれば、男女同権は早晚実現さるべき運命を有す、従て公民権の獲得と同時に之に対する行使運用の準備は直に着手すべきである。由来我仏教婦人は退嬰的であつて、保守に泥み易き通弊がある。然るに今回の大会の決議は飛躍一番、旧套を脱し新進の気を示せる処に我婦人会の現代的生命の躍動を感じ愉快に堪へない(36)。

当時、本願寺派の仏教婦人会は、2千余の団体、60万人の会員を擁する巨大組織に発展していた(37)。宗政当局の側も、婦人会の組織票を通じて、地方行政で本願寺派が影響力を強めることへ大きな期待を持っていた可能性も考えられる。しかし、女性の参政権法案が貴族院の否決されると、本願寺派当局の姿勢にも微妙な変化が生じたようである。

例えば、女性の公民権に「議論の余地はない」とまで賛意を示した内田暁融は、法案否決後の1931年4月『婦人』に「婦人解放論の基調と婦人会の指導原理」と題する評論を寄稿している。ここで内田は、婦人解放論には二つのタイプがあるという。一つは「女子を男子と同じ人間であるといふ論拠から、男女の同権を主張」するタイプであり、もう一つは「男子と女子とは互に特異の性能を具有するものとして」、「男女の差別を認めたる平等観」にもとづくタイプである。そして、内田は、「何れが私達仏教婦人会の思想原理を考ふる上で適當であるかといへば、それは云ふ迄もなく後者である」と結論づけている(38)。男女同権論よりも、男女の性役割分担論が重視される傾向が強まったのである。

同年4月には、覚信尼650回忌法要を機に、寺族大会と第23回全国仏教婦人会幹部大会が開かれた。この大会で決議された内容は以下のとおりであった。

宣 言

覚信尼公ハ実ニ真宗教団ニ於ケル典型的女性ニシテ吾等仏教婦人ハ深ク其ノ遺徳ヲ仰ギ現時ノ時弊ニ鑑ミ信仰ヲ中心トシテ家庭ノ改善社会ノ浄化ニ努メ飽ク迄仏教婦人タルノ面目ヲ發揮センコトヲ期ス

決 議

- 一、吾等仏教婦人会員ハ愈其ノ機能ノ發揮ニ努メテ日曜学校、幼稚園、託児所等社会事業ノ開設発達ニ努力スルト共ニ次代仏教徒ノ宗教的情操ノ教養ヲ一層徹底的ナラシム
- 二、各婦人会自体ノ教化ヲ完全ニスルタメ婦人公民講座ノ開設ヲ期ス

三、大法主猊下ノ伝灯奉報告会ヲ記念スルタメ京都ニ婦人会館ノ建設ヲ期ス
右決議ス

昭和六年四月十二日 本派本願寺全国仏教婦人会幹部大会（39）.

この決議では、前年の大会で決議された「婦人公民権獲得」に関する項目が消え、代わって「婦人公民講座ノ開設」という項目が登場している。女性の公民権獲得運動は後退し、「家庭ノ改善社会ノ浄化」に資するような女性啓発運動が重視されるようになったのである。この3か月後の1931年7月27日、本願寺派は、以下のような「女子ノ教師準教師ニ関スル規定」を公布した。

女子ノ教師準教師ニ関スル規定

第一条 女子ニシテ教師準教師タルモノ、説教ハ規定ノ服装ヲ着ケ別ニ講壇ヲ用フヘシ

第二条 女子ノ教師準教師ハ寺院住職ニ任セラル、コトナシ但シ説教所担当教師タルヲ妨ケ
ス

第三条 女子ノ教師準教師ハ集会及教区会ニ於ケル会衆ノ選被選挙権ヲ有セス

第四条 前三条ノ規程ノ外女子ノ教師準教師ノ職能ハ男子ノ教師準教師ニ異ルコトナシ

附 則 本教示ハ発布ノ日ヨリ施行ス（40）.

この規定により、本願寺派は、長い伝統を改めて女性僧侶の制度を創設したのであるが、その条文には、女性僧侶の権限に大きな制約が加えられており、実質的にその権能は女教士と何ら変わらないものであった。本願寺派の機関誌『教海一瀾』も、女性僧侶の待遇に不平等な点のあることを認めて、次のように説明している。

女性が教団進出の道を新たに開拓せられた法規上の更改であり、むしろ新しい試みとして、その成果如何は大に注目するに値ひする。たゞその施設が新味を帯びたと共に、実際の運用上、多少の制限がこれに加へられて居ることもまた已むを得ないことであらう。乃ち得度規約中、付帯条件として、

- 一、堂班を許さず、別に服制を定め外陣に於て法務を取らしむ。
- 二、度式は男子と異りたる別の式を行ふ。
- 三、法名に依り戸籍面を改めず。

また教師検定式の準僧侶に準用せらるゝと共に、左の付帯条件が設けられてある。

- 一、総代会衆に教区会衆の選被選挙を与へず。
- 二、住職は許さず、説教所担当教師は許す。
- 三、教師は許し、呼名は女教師女準教師とす。
- 四、布教は高座を使用せしめず。

以上の制限は、純理的に考ふれば男女両性に対する差別的待遇を作すものとして非難を容れらるべき余地もあらうが、教団の現状よりして、また已むを得ないわけであり、已に僧侶の上に準といふ文字を冠せしむるに呼称よりして、實際上頗る考慮されたる痕跡あるを認めねばならぬ。吾人はこの点に就ては、むしろ教団に於ける女性の奮発努力を要望するものであつて、やがて将来女性の力が認められ、両性均等の機会を与へらるゝ暁に至らば、固より準の字も削除せられ、差別的條件は撤回せらるべき性質のものであり、そこに始めて真宗の伝統的精神が実現せらるゝべきわけである（41）。

女性僧侶への差別的待遇は、「教団の現状よりして」やむを得ないというが、その教団の現状に関する説明はなく、女性の宗派への貢献が一層顕著になったときに差別的待遇は撤回されるであろうといい、宗派の方針に女性たちが随従することを求めているのである。

（図表 1）女性得度許可数の変遷（「本山録事」により作成）

1931年 （昭和6年）	1932年 （昭和7年）	1933年 （昭和8年）	1934年 （昭和9年）	1935年 （昭和10年）	1936年 （昭和11年）	1937年 （昭和12年）	合計
95 名	97 名	54 名	51 名	56 名	44 名	49 名	446 名

おわりに

1931（昭和6年）9月16日、本山で第1回の女性僧侶得度式が行われ、23名の女性が得度した（42）。柳条湖事件がおき、日本の侵略戦争が本格化する2日前のことであった。

本願寺派の僧侶養成機関である中央仏教学院では、すでに1922（大正11）年以来、女性の学生を受け入れてきたが（43）、女性僧侶制度の創設に対応して1931年8月に女子部の特設を告示し（44）、同年後期に29名、翌32年前期に26名、同後期に12名の卒業生を輩出した（45）。

その後、女性僧侶の数は着実に増加し、1937までの7年間で、その数は446名に達している（上図表1を参照）。女教士赴任者の数が制度創設以来、1936年までの約25年間で185名に過ぎなかったことを考えると（46）、飛躍的な増加と言えるであろう。1937年を最後に「本山録事」に女性得度許可者の氏名が記載されなくなったため、以後の女性得度許可数は詳らかでない。しかし、大陸での戦域が拡大し、寺院住職の出征が増加するなかで、法務を代理するため得度する坊守の数はさらに増えていったと推察される。

女性僧侶の創設は、不十分ながらも、戦前期における女性信者の主体的活動の高揚がもたらした一つの成果と言えるであろう。しかし、女性僧侶の創設以降、女性信徒や仏教婦人会に対しては、女性としての役割を果たすことを通じて、戦時体制下の宗派・国家へ貢献すべきとする要求が強さを増し

ていったに違いない。そして、その傾向は、女性公民権の獲得運動の挫折直後から、すでに顕著になりつつあったのである。

戦時下での女教士や女性僧侶の布教実態には不明点が多い。ただ、1937年7月『中外日報』は、6月に開催された本願寺派全国管学会（現在の地方教務所長会議）で、女教士や女性僧侶の操行を問題視とし、制度自体の廃止を求める意見が大勢と占めたと報じている（47）。戦時下においても、女性教化者への反発は根強く、独自の布教活動を行うには相当の困難がともなったと推察されるが、この点は今後の課題としたい。

〔註〕

- (1) 中西直樹「女教誨師の任用とその実情—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜（1）—」（『佛教史研究』58号、2020年7月）、中西直樹「女教士の任用と養成機関の変遷—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜（2）—」（『龍谷大学論集』496号、2020年12月）。
- (2) 千葉乗隆編『仏教婦人会百五十年史』第4章（仏教婦人会僧連盟、1982年）、渡辺典子「女性僧侶の誕生—西本願寺におけるその歴史—」女性と仏教東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー「女たちの如是我聞」、（朱鷺書房、1999年）』仲尾萌恵「浄土真宗本願寺派における女性—「宗制」における「坊守」と「女布教使」—」（『同和教育論究』37号、2015年）など。
- (3) 「婦人の啓発—主張—」（『婦人』19巻1号、1918年7月）。
- (4) 中西直樹『日本近代の仏教女子教育』第Ⅱ部第2章（法蔵館、2000年）。
- (5) 「社会事業研究所女子部設置」（『教海一瀾』650号、1920年7月）、「研究所女子部卒業式」（『教海一瀾』654号、1920年11月）。
- (6) 「保育事業講習会開催」（1927年8月20日付『中外日報』）、「本派保育事業講習会終了」（『教海一瀾』734号、1927年11月）、「農繁期託児所講習会」（『教海一瀾』756号、1929年10月）、「本派本願寺経営の保姆養成所開設」（『教海一瀾』761号、1930年4月）。
- (7) 「婦人の力の偉大さ」富永久子（『婦人』18巻5号、1922年5月）。
- (8) 「現代婦人の要求と仏教婦人会の使命」直属布教師 甲斐静也（『婦人』19巻10号、1923年10月）。
- (9) 「婦人よ伝道の歩へ」エム・エー 緋川湜城（『婦人』22巻1号、1926年1月）。
- (10) 「日本婦人の復古的覚醒を望む」教学部長 内田暁融（『婦人』22巻3号、1926年3月）。
- (11) 前掲「女教士の任用と養成機関の変遷—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜（2）—」。
- (12) 「立教開宗七百年法要概況」（『婦人』19巻6号、1923年6月）。
- (13) 『仏教婦人年鑑』25頁（仏教婦人会連合本部、1932年）。
- (14) 「女教士の活動・彙報」（『婦人』19巻11号、1923年11月）、「女教士よりの報告」（『婦人』19巻12号、1923年12月）、「本部だより・女教士の出張」（『婦人』20巻10号、1924年10月）、「本部だより・女教士出張」（『婦人』20巻11号、1924年11月）。
- (15) 前掲『仏教婦人年鑑』108～109頁。
- (16) 神林きさの経歴は、前掲「女教誨師の任用とその実情—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜（1）—」を参照。
- (17) 「光顔院様の憶ひ出」神林きさ（『婦人』19巻6号、1923年6月）。
- (18) 陀安はぎのの経歴は、前掲「女教誨師の任用とその実情—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜（1）—」を参照。
- (19) 「浄化運動の一員に加へられたる幸福者」陀安はぎの（『婦人』19巻10号、1923年10月）。
- (20) 「女教士となるまで」藤君恵（『婦人』19巻7号、1923年7月）。
- (21) 山崎昭見編『カナダ仏教沿革史』29～30頁（カナダ仏教団、1981年）、「上西女教士逝く」（『教海一瀾』726号、1927年1月）。
- (22) 町田トシコの経歴に関しては、町田トシコ『かんころめし特派員—明治感覚のアメリカ旅行記—』（中外日報社、1961年）、福見涙草『激動の宗教界を回顧』249頁（福見印刷企画株式会社、2010年）を参照。

- (23) 「女教士評判記」(1922年12月3日付『中外日報』).
- (24) (25) 「若き婦人への希望」九條武子(『婦人』22巻6号, 1926年6月).
- (26) 坂口紀美子「九條武子研究—その思想の軌跡を追って—」(『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』22号, 2011年).
- (27) (28) 「教団に於ける女性の活動」(『教海一瀾』752号, 1929年6月).
- (29) 「婦選獲得同盟主催第一回全日本婦選大会」(市川房枝編『日本婦人問題資料集成』第二巻(ドメス出版, 1977年). 女性公民権法案の否決に至る経緯については, 児玉勝子『婦人参政権運動小史』(ドメス出版, 1981年), 菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動』(世織書房, 2002年)を参照.
- (30) 『武蔵野女子学院五十年史』81～88頁(武蔵野女子学院, 1974年).
- (31) 前掲『仏教婦人年鑑』112頁, 「六条仏教女子青年会の創設」(『教海一瀾』696号, 1924年7月), 「六条仏教女子青年会, 京都仏教女子青年会に改称」(『教海一瀾』699号, 1924年10月).
- (32) (33) 「本派全国仏教婦人会第二十二回幹部大会の記」小林彰策(『婦人』26巻11・12号, 1930年11・12月).
- (34) 「彙報」(『婦人』27巻2号, 1931年2月).
- (35) 「社会事業に就て仏教婦人の覚醒を促す」教務部長 梅山英夫(『婦人』27巻2号, 1931年2月).
- (36) 「婦人公民権獲得に関する大会の決議を読み」布教研究所長 内田晁融(『婦人』26巻12号, 1930年12月).
- (37) 前掲「本派全国仏教婦人会第二十二回幹部大会の記」掲載の「文相祝辞」による.
- (38) 「婦人解放論の基調と婦人会の指導原理」布教研究所長 内田晁融(『婦人』27巻4号, 1931年4月).
- (39) 「覚信尼公御法要記念本部主催の二大会」(『婦人』27巻5号, 1931年5月).
- (40) 「甲教示第九号・女子ノ教師準教師ニ関スル規定」(「本山録事」1931年8月1日).
- (41) 「教団に於ける女性の進出」(『教海一瀾』761号, 1930年4月).
- (42) 「女僧侶最初の得度式」(『教海一瀾』778号, 1931年10月).
- (43) 前掲「女教士の任用と養成機関の変遷—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜(2)—」.
- (44) 「甲教示第十一号・中央仏教学院女子部規定」(「本山録事」1931年8月1日).
- (45) 『中央仏教学院同窓会名簿—昭和八年三月調査—』.
- (46) 前掲「女教士の任用と養成機関の変遷—近代本願寺派に見る女性教化者の系譜(2)—」.
- (47) 「女教士, 女僧侶などやめちまへ! 西本の全国管事会」(1937年7月1日付『中外日報』).